

第 1 編 総 論

第 1 章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ等

(1) 市の責務（国民保護法第 3 条関係）

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年 6 月 18 日法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民保護法第 32 条第 1 項の規定により政府が定める国民の保護に関する基本指針（以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

(2) 市国民保護計画の位置づけ（国民保護法第 35 条関係）

市長は、国民保護法第 35 条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画の目的（国民保護法第 35 条関係）

市国民保護計画は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国、県、市及び関係機関の役割、住民の協力、武力攻撃事態等における住民の避難及び救援等の措置並びに武力攻撃災害への対処その他市町村が実施する国民保護措置に必要な事項について定めることを目的とする。

(4) 市国民保護計画に定める事項（国民保護法第 35 条関係）

市国民保護計画には、国民保護法第 35 条第 2 項各号に掲げる次の事項を定める。

市内における国民保護措置の総合的な推進に関する事項

市が実施する国民保護措置に関する事項

国民保護措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項

国民保護措置を実施するための体制に関する事項

国民保護措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

市内における国民保護措置に関し市長が必要と認める事項

(5) マニュアルの作成

この計画で定める事項の具体的実施要領及び体制については、別途マニュアルを作成する。

2 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態における対処
- 資料編

3 市国民保護計画の見直し、変更手続（国民保護法第35条、第39条関係）

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画は、基本指針や県国民保護計画、今後の国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、海津市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、指定地方行政機関、県及び指定公共機関等の意見を聞くなど、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、海津市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年9月15日政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、海津市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は行わない。）。

4 海津市地域防災計画との関連

武力攻撃事態等への対応については、自然災害等への対応と共通することが多いことから、国民保護措置の実施に際しては、災害対策基本法第42条第1項に基づく海津市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）による対応方法を活用する。

5 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

（住民関連）

| 用語 | 定義 |
|-------|------------------------|
| 避難住民等 | 避難住民及び武力攻撃災害による被災者をいう。 |

| | |
|---------|---|
| 災害時要援護者 | <p>次のいずれかに該当する者をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者 2 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者 3 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者 4 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者 <p>例えば、高齢者・障害者・乳幼児・外国人等が考えられる。</p> |
|---------|---|

(武力攻撃関連)

| 用語 | 定義 |
|----------|--|
| 武力攻撃 | 我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。 |
| 武力攻撃事態 | 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃予測事態 | 武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。 |
| 武力攻撃事態等 | 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。 |
| 緊急処理事態 | 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。 |
| 武力攻撃災害 | 武力攻撃や緊急処理事態により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。 |
| NBC攻撃 | 核兵器(nuclear weapons)、生物兵器(biological weapons)又は化学兵器(chemical weapons)による攻撃をいう。 |
| ゲリラ | 不正規軍の要員をいう。 |
| ダーティボム | 放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾 |

(避難、救援、武力攻撃災害への対処関連)

| 用語 | 定義 |
|--------|---|
| 要避難地域 | 住民の避難が必要な地域をいう。 |
| 避難先地域 | 住民の避難先となる地域(住民の避難の経路となる地域を含む。)をいう。 |
| 緊急物資 | 避難住民等の救援に必要な物資及び資材その他国民保護措置の実施に当たって必要な物資及び資材をいう。 |
| 応急公用負担 | 行政機関が、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときに、第三者に対し、正当な補償のもとに人的又は物的 |

| | |
|--------|---|
| | な負担を求めること。国民保護法では、物的負担を求めることができる旨の規定がある。 (国民保護法第113条による。) |
| 国対策本部 | 武力攻撃事態等対策本部をいう。 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。)第10条による。) |
| 県対策本部 | 岐阜県国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) |
| 市対策本部 | 市国民保護対策本部をいう。 (国民保護法第27条による。) |
| 市警戒本部 | 市国民保護警戒本部をいう。 |
| 国対策本部長 | 武力攻撃事態等対策本部長をいう。 (事態対処法第11条による。) |
| 県対策本部長 | 岐阜県国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。) |
| 市対策本部長 | 市国民保護対策本部長をいう。 (国民保護法第27条による。) |

(関係機関、施設関連)

| 用語 | 定義 |
|----------|---|
| 指定行政機関 | 次に掲げる機関で、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。)で定めるものをいう。 1 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関 2 内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法(昭和22年法律第70号)第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 3 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 4 内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関 |
| 指定地方行政機関 | 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第43条及び第57条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む)並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で、事態対処 |

| | |
|----------|--|
| | 法施行令で定めるものをいう。 |
| 指定公共機関 | 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、事態対処法施行令で定めるものをいう。 |
| 指定地方公共機関 | 県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路公社法(昭和44年法律第82号)第1条の地方道路公社をいう。)その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項の地方独立行政法人をいう。)で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。 |
| 指定公共機関等 | 指定公共機関及び指定地方公共機関をいう。 |
| 警察署長等 | 警察署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長をいう。 |
| 警察官等 | 警察官及び自衛官をいう。 |

(原子力災害関連)

| 用語 | 定義 |
|-----------|---|
| 武力攻撃原子力災害 | 武力攻撃に伴って原子力事業所外(事業所外運搬の場合にあつては、運搬に使用する容器外)へ放出される放射性物質又は放射線による被害をいう。 |
| 応急対策 | 武力攻撃原子力災害の発生又はその拡大を防止するための応急の対策をいう。 |
| 事業所外運搬 | 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号。以下「原災法」という。)第2条第2号に規定する事業所外運搬をいう。 |
| 原子力事業者 | 原災法第2条第3号に規定する原子力事業者をいう。 |

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等に際して、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

そのため、武力攻撃事態等に備えて、市国民保護計画を作成し、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備するとともに、武力攻撃事態等が発生した場合には、国の方針に基づき、国、県、近隣市町村及び関係機関等と連携し、国民保護措置を総合的に推進する。

市国民保護計画の作成に当たっては、本市の地理的状況や想定される武力攻撃事態等を考慮した実効性のあるものとする。また、国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権の尊重など下記の事項に留意するとともに、住民が、自発的な意思に基づき、協力する気運づくりに努める。

1 基本的人権の尊重（国民保護法第5条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済（国民保護法第6条関係）

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3 国民に対する情報提供（国民保護法第8条関係）

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

4 関係機関相互の連携協力の確保（国民保護法第3条関係）

市は、国、県、近隣市町村及び指定公共機関等と平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力（国民保護法第4条関係）

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。その際、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重（国民保護法第7条関係）

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関等が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。また、指定公共機関等の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関等が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 災害時要援護者への配慮及び国際人道法の的確な実施（国民保護法第9条関係）

市は、国民保護措置の実施に当たっては、災害時要援護者の保護について留意する。また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（国民保護法第22条関係）

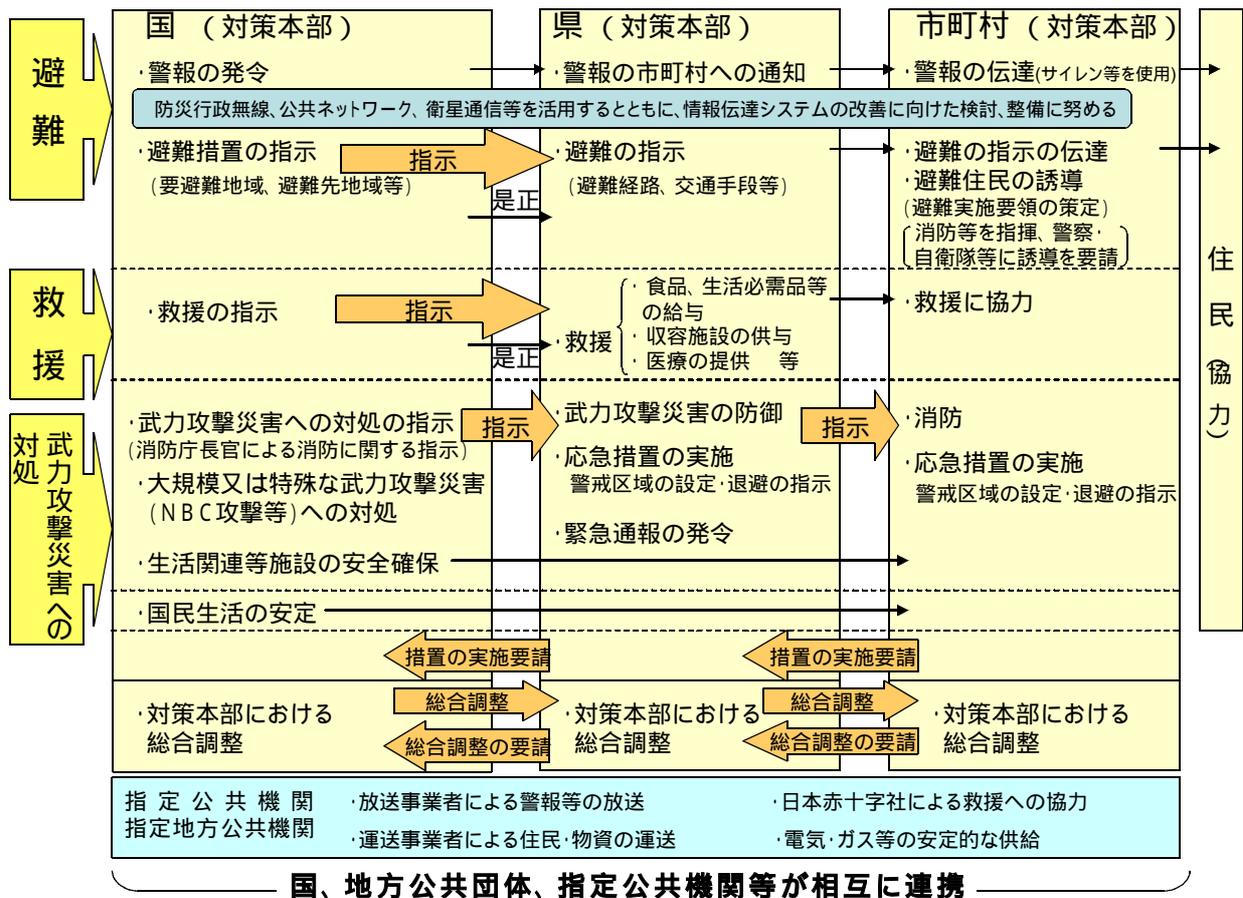
市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しても、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割や連絡窓口をあらかじめ把握することとし、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等について、以下のとおり定める。

なお、国、県、市町村等におけるそれぞれの国民保護措置の仕組みは、次のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

関係機関の事務又は業務の大綱は、「資料編」掲載のとおりである。

2 関係機関の連絡先

関係機関の連絡先は、「資料編」掲載のとおりである。

第4章 市の地理的、社会的特徴

1 地理的特徴

(1) 位置

本市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曽川・長良川によって愛知県に、北部は養老町、輪之内町及び羽島市にそれぞれ接している。市域の東西方向は約13km、南北方向は約17kmであり、面積は約112km²である。

(2) 地形

本市には、東海地方の代表的河川である木曽川・長良川が東境を、揖斐川が中央部を流れ、揖斐川以東の地域は平地が広がり、以西は急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。

また、市域内には北端を流れる大樽川、内水排水路としての役割をもつ大江川・中江川、養老山地の水を集める津屋川が流れており、これら河川によってもたらされた肥よくな土壌に培われた豊かな田園地帯が広がっている。

西部の養老山地は、標高500から800mの小高い山々が連なっている。

(3) 地質

地質は、平地では泥がち堆積物、扇状地では砂れきがち堆積物、山地では砂岩からなっている。

(4) 気候

気候は、冬季に伊吹おろしと呼ばれる北西風が強いが、伊勢湾などの海洋性気候の影響を受けて概して温暖な地域である。本市の近年における年間降水量は、1,200mmから2,500mmである。

2 社会的特徴

(1) 人口

本市の人口は約40,000人であり、平成7年までは順調に増加してきたものの近年はやや減少に転じている。年齢別人口では、老年人口の増加とともに年少人口は減少しており少子高齢化が進展している。

また、世帯数は約11,900世帯であり、一世帯当たりの人員は約3.4人となっている。

(2) 土地利用

本市の地目別面積は、農用地（約37%）と森林（約26%）が多く、次いで河川・水路（約16%）、宅地（約10%）、道路（約6%）、その他（約5%）となっており、自然的土地利用が大半を占めている。

(3) 産業構造

本市は、肥よくな土壌を活用した農業が行われている。中でも稲作と果樹生産が盛んである。工業は小規模なものが多く商業も機能が限定的である。しかし、市内には様々な観光施設が整備され年間562万人以上の観光客（平成17年岐阜県観光レクリエーション動態調査調より）が来訪しており、今後の観光産業の発展が期待される。

(4) 交通

道路

本市の道路網は、広域的な幹線道路として西部を南北に一般国道258号が通っているほか、長良川及び揖斐川沿いを南北に主要地方道北方多度線、一般県道安八平田線が通り、市の中央及び北部を東西に主要地方道岐阜南濃線、津島南濃線が通っている。そして、生活道路として市道等から成り立っている。

本市には、木曾川・長良川・揖斐川をはじめとする大河川や市内を流れる中小河川が多数流れており、それにともない多くの橋りょうがかかっている。

鉄道

本市には、近畿日本鉄道養老線が国道258号と平行して大垣・桑名間を結んで南北に通っている。

飛行場等

本市には、飛行場は無いが、県防災ヘリコプターの緊急離着陸場が1箇所ある。

なお、緊急離着陸場は、「資料編」掲載のとおりである。

(5) 自衛隊施設等

本市には無いが、県内には各務原市に航空自衛隊岐阜基地がある。

(6) ダム

本市には、ダムは無いが本市を流れる河川の上流部には、数多くのダムが建設されている。現在、揖斐川上流において平成19年度完成予定の徳山ダムがある。

また、長良川には、河口堰が平成7年5月より運用が開始されている。

(7) 大規模集客施設等

本市では、(3) 産業構造で述べているとおり様々な観光施設等が整備され多くの観光客が来訪しております。特に、「千本松原・木曾三川公園」「千代保稲荷神社」はあわせて年間353万人以上（平成17年岐阜県観光レクリエーション動態調査調より）の観光客で行楽シーズンを中心に多くの人で賑わっている。

なお、観光施設等及び利用者数は、「資料編」掲載のとおりである。

(8) 隣接県、市との特徴的な関係

隣接市町・周辺地域との関係

本市は、岐阜県の最南端に位置し、西部・南部を三重県に、東部を木曾川・長良川によって愛知県に接しており、周辺地域とは国道258号及び5つの橋によりアクセスしている。よって、通勤圏が人口200万人を超える名古屋市及びその周辺へ多くの人々が通勤・通学をしている。

原子力発電所が立地する隣接県との関係

本市及び県内に原子力発電所はないものの、隣接する福井県の敦賀半島に敦賀原子力発電所(福井県敦賀市)、美浜原子力発電所(福井県三方郡美浜町)があり、岐阜県境まで約20kmと近い。また、隣接県としては石川県にも志賀原子力発電所(石川県羽咋郡志賀町)があり、岐阜県境まで約70kmに位置している。

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

(1) 着上陸侵攻

攻撃目標となりやすい地域

船舶による上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。

航空機による侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となりやすい。

なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

想定される主な被害

主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設等攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

被害の範囲、期間

武力攻撃災害が広範囲にわたり、要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶと想定される。

事態の予測・察知

攻撃国による船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。

避難、救助、災害対処に係る留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させることができるが、可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力の確保が重要となる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

攻撃目標となりやすい地域

都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設等に対する攻撃が想定される。

想定される主な被害

少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害としては、施設の破壊等が考えられる。

被害の範囲、期間

被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されると考えられるが、攻撃目標となる施

設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。

事態の予測・察知

警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、あらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。

避難、救助、災害対処に係る留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど臨機かつ適切な対応を行う必要がある。

なお、武力攻撃災害の兆候等を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を講ずる。

(3) 弾道ミサイル攻撃

攻撃目標となりやすい地域

発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

想定される主な被害

通常弾頭の場合にはミサイルは、NBC弾頭の場合と比較して被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲、期間

弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

事態の予測・察知

事前に兆候を察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは、極めて困難である。

避難、救助、災害対処に係る留意点

発射後極めて短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

当初は、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設への屋内避難を指示するものとし、着弾後に、被害状況を迅速に把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する。

(4) 航空攻撃

攻撃目標となりやすい地域

航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを攻撃国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

想定される主な被害

通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

被害の範囲、期間

急襲的な攻撃が、繰り返し行われることも考えられる。

事態の予測・察知

弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

避難、救助、災害対処に係る留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の措置を広範囲に指示する必要がある。その際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させ、その後の事態の推移、被害の状況等に応じ他の安全な地域への避難を指示する。

2 緊急対処事態

市国民保護計画においては、緊急対処事態として、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

(1) 攻撃対象施設等による分類

危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 原子力事業所等の破壊

(ア) 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。

(イ) 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

イ 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破

爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ ダムの破壊

下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる

(2) 攻撃手段による分類

多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

(ア) ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

(イ) ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が擾乱されると、後年、

ガンを発症することもある。

(ウ) 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、水源地に対する毒素等の混入

(ア) 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

(イ) 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布

化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

ア 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

イ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

ウ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

3 NBC攻撃の場合の対応

(1) 核兵器等

想定される被害

ア 核攻撃による被害は、当初は(ア)核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線の発生によって、その後は、(イ)放射性降下物(爆発時に生じた放射能をもった灰)や(ウ)中性子誘導放射能(物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能)による残留放射線によって生ずる。

イ (ア)(熱線、爆風など)及び(ウ)(中性子誘導放射能による残留放射線)は、爆心地周辺において、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染などの被害をもたらす。

(イ)(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して、広範囲に、外部被ばく(放射性降下物の皮膚付着による被ばく)や内部被ばく(放射性降下物の吸飲や汚染された水・食料の摂取による被ばく)による、放射線障害などの被害をもたらす。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、攻撃当初の段階は、爆心地周辺から直ちに離れ、地下施設等に避難し、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 核爆発に伴う熱線、爆風等による直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域に避難するよう指示する必要がある。

ウ 放射性降下物による外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて極力風

向きと垂直方向に避難させるものとし、その際には、汚染されていないタオル等による口及び鼻の保護や、手袋、帽子、雨ガッパ等の着用により、放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

エ 汚染地域への立入制限を確実にいき、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

オ 医療の提供に関しては、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対応する必要がある。また、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。

オ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、攻撃場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる必要がある。

(2) 生物兵器

想定される被害

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は使用されている生物剤の特性、特に非力人への感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、人を媒介とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難する必要がある。

イ 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器

想定される被害

化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。また、特有の臭いがあるもの、無臭のものなど、その性質は化学剤の種類によって異なり、被害の範囲も一様ではない。

避難、救援、災害対処に係る留意点

ア 化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、武力攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の

高い屋内の部屋又は風上の高台など感染のおそれのない安全な地域に避難させる必要がある。

イ 原因物質の検知及び汚染地域の特定、又は予測を適切に行い、的確な避難措置を講ずるとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが必要となる。

ウ 化学剤は、そのままでは分解、消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除く必要がある。

4 本市において特に留意すべき事項

武力攻撃事態等は、その時点における国際情勢や特定の国又は国際組織との関係、相手方の意図、攻撃能力等の複雑な要素が絡み合って発生するものであり、その事態を一概に想定することは困難である。

現在の情勢下では、我が国に対する着上陸攻撃やそれと連携した航空攻撃の可能性は低いと考えられており、本市の地理的条件や社会的特性を踏まえると、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃といった事態が想定されることになる。

本市の場合、前述したとおり、特に

東部は、木曽川・長良川・揖斐川からなる輪中内に平地が広がり、西部は、急峻な養老山地とその裾野に広がる扇状地・平地からなっている。

人口200万人を超える名古屋市に近い。

市内の観光施設等に年間562万人以上の観光客の来訪がある。
といった特性に配慮した対応が必要となる。